

京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則

平成19年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
(以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第2条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的
な職務の内容は、別表の「級別標準職務表」のとおりとし、これらに掲げる
職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級
に分類されるものとする。

(新たに職員となった者の職務の級及び号給)

第3条 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、職員の給与、勤務時間
等に関する規則(昭和31年京都府人事委員会規則6-2)の行政職給料表の
適用を受ける者の例によるものとする。

第4条 次の各号に掲げる者から引き続いて職員となった者、その他職務の級
及び号給の決定についてこれに準じる取扱いをすることが適当と任命権者が
認める者で、前条の規定によることが適当でないとするものについては、
この規定にかかわらず、その者の職務の級及び号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
- (2) 職員以外の地方公務員
- (3) 前2号に掲げる者に準じる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3 級	係長又は主任の職務
4 級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務
5 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務
6 級	課長の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
7 級	事務局長又は次長の職務